

平成21年9月18日
独立行政法人
日本原子力研究開発機構
敦賀本部

原子炉廃止措置研究開発センター及び高速増殖炉研究開発センターの
原子力事業者防災業務計画の修正について

当機構は、原子力災害対策特別措置法に基づき、原子炉廃止措置研究開発センター及び高速増殖炉研究開発センターの原子力事業者防災業務計画について、同法に規定されている毎年の見直し検討を実施し、関係自治体との協議を経たうえで、本日、同計画を修正して経済産業大臣へ届け出ましたので、お知らせ致します。

また、同法に基づき、本計画の修正の要旨を添付のとおり公表致します。

なお、今後とも原子炉廃止措置研究開発センター及び高速増殖炉研究開発センターの安全・安定運転に努めるとともに、原子力防災対策についても本計画に基づき、万全を期す所存です。

原子炉廃止措置研究開発センター 原子力事業者防災業務計画
高速増殖炉研究開発センター 原子力事業者防災業務計画
(協議を行った関係自治体) 福井県、敦賀市、滋賀県

以上

添付資料 原子力事業者防災業務計画の修正の要旨

原子力事業者防災業務計画の修正の要旨

1. 目的

原子力災害対策特別措置法（平成12年6月16日施行）第7条第1項に基づき、原子炉廃止措置研究開発センター及び高速増殖炉研究開発センターの原子力事業者防災業務計画について見直しを行い、これら計画の適正化を図る。

—原子力災害対策特別措置法第7条第1項（抜粋）—

原子力事業者は、その原子力事業所ごとに、……中略……原子力事業者防災業務計画を作成し、及び毎年原子力事業者防災業務計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

2. 修正した日

平成21年9月18日

3. 主な修正内容

- (1) 原子炉廃止措置研究開発センター内及び高速増殖炉研究開発センター内の組織改正について、関連箇所に反映した。

以上

(参考)

原子力事業者防災業務計画の概要

第1章 総則

原子力事業者防災業務計画の目的、定義、基本構想、運用、修正について規定

第2章 原子力災害予防対策の実施

原子力災害が発生した場合等に備えて、周到かつ十分な予防対策を行うための体制整備、原子力防災資機材の整備ならびに原子力防災教育および原子力防災訓練の実施等について規定

第3章 緊急事態応急対策等の実施

緊急事態となった場合等の、迅速かつ円滑な応急対策を行うための通報、原子力防災体制の確立、情報の収集と伝達、応急措置の実施ならびに関係機関への要員派遣および資機材の貸与等について規定

第4章 原子力災害事後対策の実施

原子力緊急事態解除宣言があった以降の、適切かつ速やかな原子力災害復旧対策を行うための計画の策定、復旧対策の実施ならびに被災地域復旧のための関係機関への要員派遣および資機材の貸与等について規定

第5章 その他

他の原子力事業者で原子力災害等が発生した場合の要員派遣および資機材提供等について規定

以上